

2015年2月6日作成
(公財) 自然農法センター認定事務局

浄化水田についての考え方

認定ほ場（認定申請含む）は、有機農産物の日本農林規格において「周辺から使用禁止資材が飛来又は流入しないように必要な措置を講じている」ことが求められており、水田に流入する用水に使用禁止資材が混入する恐れがある場合は、浄化水田を設けて、そこを通過させた用水を用いることが必要です。

○浄化水田の設置基準

当センターJAS オーガニック認定基準では、「浄化水田の広さは10㎡以上とし、そこに植物を植えたり、使用禁止資材を吸着する資材等を設置埋設するなどして、用水の浄化を促進させる」と定めています。つまり、浄化水田を設置することに加え、ほ場への使用禁止資材の混入防止の処置を図ることが必要です。

1. 浄化水田の設置（使用禁止資材の混入防止処置）が必要な用水

- ① 用水が独立していない、用排水兼用の水路から取水する用水
- ② 上流の慣行水田からの排水が流入している用水
- ③ 生活排水の流入している用水

2. 浄化水田の設置（使用禁止資材の混入防止処置）が不要な用水

- ① 河川・用水路（用排水兼用の水路は除く）から取水した用水
- ② 井戸水
- ③ 沼池から取水した用水

3. 浄化水田を設置しない場合の使用禁止資材の混入防止処置

用排水兼用の水路で、上流の慣行水田から排水している時にほ場に入水しない処置を確実に行うことができる場合は、浄化水田の設置は不要です。

但し、この処置が確実に行われたことを記録し、内部規程にその処置と記録について具体的に定めて下さい。

4. 浄化水田の設置の時期

- ① 浄化水田は、畔シートや内畔等で本田と明確に区切る必要があります。
- ② 畦シート等の設置は、代かきの直後までに行うことが原則です。
- ③ 設置した畦シート等の取り外しは、水路等からの流入がないことを確認してから行うことが原則です。

（注意）

浄化水田が適切かつ適期に設置されていなかった場合（上記3の処置と記録の作成及び4の①～③が適切に実施されていない場合）は、認定事務局として、ほ場の取下げの要求を含め、適切な措置をとります。